

第三期特定健康診査等実施計画

千葉県農協健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 03 月 30 日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方

No.1	健保全体での特定健診受診率は75.1%で、目標値85%より低い。特に被扶養者の健診率が低く、2年連続検診未受診者が587名存在する。	➡	・健診受診機会の拡大など、受診環境の見直しを行う。 ・健診受診率向上のため、被扶養者へ受診勧奨をおこなう。
No.2	特定保健指導実施率16.3%で、目標値に対して大幅に下回っている。流入群の中で悪化したことで、特定保健指導対象者になった者が180人存在する。	➡	・生活習慣病リスク保有者の生活習慣、健康状態の改善のためのプログラムの作成 ・指導完了者には、インセンティブを付与することを検討していく。
No.3	他健保と比較すると、治療放置群の割合が大幅に高い。患者予備軍・治療放置群の対象者が989名存在する。	➡	ハイリスクかつ未通院者に対して、早期に治療を受けてもらうよう受診を促し、疾病の重症化を防ぐ。
No.4	がんの医療費は全体的に増加しており、婦人科及びその他を除くがん種別では、大腸がんの医療費が最も高く、年度比でも増加している。	➡	人間ドックの受診者を増加させ、疾病の早期発見及び早期治療に繋げる。便潜血補助金の活用を事業所へ促し、利用者を増加させる。
No.5	乳房がんの医療費は経年では下がっているが、医療費の割合が高く、子宮頸がんの医療費については、増加している。	➡	婦人科健診の受診者を増加させ、疾病の早期発見及び早期治療に繋げる。
No.6	60代男性被保険者の患者数が増加している。	➡	脳疾病の早期発見及び早期治療に繋げる。
No.7	インフルエンザ実患者数・受療率は被保険者・被扶養者ともに増加している。	➡	インフルエンザ罹患を防ぐための機会を提供する。
No.8	40歳以上被保険者の受療率が低い。	➡	治療を放置している可能性もあるため、歯科リスクを防ぐために歯科検診の機会を提供する。
No.9	数量割合は他健保と比較すると高めに推移している。	➡	後発医薬品に切替余地がある対象者へ、切替を促す。
No.10	2型糖尿病の受療率が高い	➡	重症化する前に医療機関へ受診させる

基本的な考え方（任意）

当健保加入者の受療の実態を見ると、40歳を境に生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、50歳半ばになると入院受療率が上昇している。これを個人に置き換えると、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が慢性化し、ヘモグロビンの高値・高血圧等の治療を放置した結果、人工透析などの重症化への経過をたどることとなる。このため、生活習慣病の予防対策を進め、生活習慣病の重症化を予防することができれば、加入者の生活の質の維持及び向上を図りながら、医療費の抑制を実現することが見込まれる。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者
方法	事業主が行う定期健診に併せて、医師の判断で詳細な健診項目を追加した場合は、健保負担とする。
体制	事業主と協力して、健診受診の重要性を周知する活動を実施する。また、任意継続者に対しては、特定健診・人間ドックの受診を促す。

事業目標

事業主の定期健康診断と併せて共同実施をし、健康状態の可視化を図る。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
受診率の向上	90 %	93 %	95 %	96 %	97 %	97.5 %
アウトプット指標						
健診の情報提供依頼	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく
R3年度	R4年度	R5年度
課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく

2 事業名

特定健診（被扶養者）

対応する
健康課題番号

No.1



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	健診未受診者のパターン分析を基に、パターン毎に異なるコンテンツによる健診勧奨通知を送付し、健診受診を促す。
体制	条件別の該当者抽出や通知物の作成・発送は外部業者に委託する。

事業目標

健康状態未把握者を減少させることで、リスク者の把握状況を強め、適切な改善介入に繋げるための基盤を構築する。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
アウトカム指標						
受診率の向上	30 %	33 %	36 %	40 %	43 %	-45 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者への通知実施率	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
対象者を選定し、年度内の受診に間に合うように通知する	課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく
R3年度	R4年度	R5年度
課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく

3 事業名

特定保健指導

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	委託業者と連携し、事業主が被保険者の対象者へ指導を受けやすくさせる体制を構築する。費用は全額健保負担。
体制	被保険者の繁忙期と重ならないように日程や面接回数を配慮するよう、委託業者に検討を依頼する。 被扶養者に対しては、指導を受ける機会を増やすようにする。

事業目標

特定保健指導の受診率向上。

評価指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
実施率の向上	20 %	22 %	25 %	28 %	30 %	35 %
アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
対象者への指導勧奨	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %	100 %

※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく	継続課題点を見直ししながら継続していく
R3年度	R4年度	R5年度
課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく	課題点を見直ししながら継続していく

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	3,656 / 4,650 = 78.6 %	3,720 / 4,650 = 80.0 %	3,808 / 4,650 = 81.9 %	3,883 / 4,650 = 83.5 %	3,915 / 4,650 = 84.2 %	3,967 / 4,650 = 85.3 %
		被保険者	3,394 / 3,600 = 94.3 %	3,405 / 3,600 = 94.6 %	3,441 / 3,600 = 95.6 %	3,495 / 3,600 = 97.1 %	3,495 / 3,600 = 97.1 %	3,495 / 3,600 = 97.1 %
		被扶養者 ※3	262 / 1,050 = 25.0 %	315 / 1,050 = 30.0 %	367 / 1,050 = 35.0 %	388 / 1,050 = 37.0 %	420 / 1,050 = 40.0 %	472 / 1,050 = 45.0 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	211 / 814 = 25.9 %	237 / 814 = 29.1 %	289 / 814 = 35.5 %	326 / 814 = 40.0 %	353 / 814 = 43.4 %	367 / 814 = 45.1 %
		動機付け支援	92 / 262 = 35.1 %	103 / 262 = 39.3 %	125 / 262 = 47.7 %	136 / 262 = 51.9 %	147 / 262 = 56.1 %	147 / 262 = 56.1 %
		積極的支援	119 / 552 = 21.6 %	134 / 552 = 24.3 %	164 / 552 = 29.7 %	190 / 552 = 34.4 %	206 / 552 = 37.3 %	220 / 552 = 39.9 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-
特定健康診査等の実施方法（任意）
-
個人情報の保護
当組合は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインについて」（平成16年12月27日保第1227001号厚生労働省保健局長通知）、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」（平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保健局保健課長通知）に基づいて定めた「個人情報保護管理規定」を遵守する。 当組合及び委託した健診・保健指導機関は、業務によって知りえた情報を外部に漏らしてはならない。 当組合のデータ管理者は常務理事とする。データの利用者は当組合の職員に限る。 特定健診・特定保健指導の委託先については、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。
特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画書の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。また、各種チラシ及びポスター等を配布し、意識啓発を図る。
その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第18条及び19条に則り、当健保組合の特定健診・特定保健指導の実施方法に関する計画について定めるものとし、基本指針第三「特定健康診査等の実施計画の作成に関する重要事項」の七項目に即して作成する。 第三 特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項 - 一 達成しようとする目標 - 二 特定健康診査等の対象者数に関する事項 - 三 特定健康診査等の実施に関する事項 - 四 個人情報の保護に関する事項 - 五 特定健康診査等実施計画の公表及び周知に関する事項 - 六 特定健康診査等実施計画の評価及び見直しに関する事項 - 七 その他特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項